

五月川漁業協同組合奈内共第29号及び奈内共第30号第5種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、五月川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する奈内共第29号及び奈内共第30号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい及びふなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の漁具・漁法以外の方法を使用してはならない。

魚 種	漁 具 ・ 漁 法
あ ゆ	手釣、竿釣、素掛け釣、たも網
こい・ふな	手釣、竿釣

2 次の表の左欄の漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿釣・素掛け釣	釣竿 1人1本 ただし、こい・ふなは1人3本以内)
たも網	たも網の口径1m以下

3 次の表のア欄の漁具・漁法によるあゆを対象とする遊漁は、イ欄の区域内において、それぞれウ欄の期間中でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 区 域	ウ 期 間
素掛け釣	名張川と八丈嶽川との合流点から上流五月橋までの区域	8月15日から10月31日までの期間内で組合が定め公表する期間内

4 次の表の左欄の区域においては、右欄の期間中、前項の規定にかかわらず友釣以外の漁具・漁法を使用してあゆの遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
(1) 山添村大字吉田にある独立行政法人水資源機構吉田警報所から上流250mまでの名張川の区域内で組合が定め公表する区域	6月1日から10月31日までの期間内で組合が定め公表する期間内

(2) 山添村大字中峰山（左岸）と三重県伊賀市予野尼ヶ谷（右岸）に架かる大川橋から下流600mまでの名張川の区域内で組合が定め公表する区域

5 次の各号の漁具又は漁法により遊漁をしてはならない。

- (1) 爆発物使用漁法
- (2) 水産動物を麻痺させ又は死なせる有毒物使用漁法
- (3) 水中に電流を通じてする漁法
- (4) 瀬干漁法
- (5) びん漬漁法（セルロイド、陶器その他これらに類する物による場合を含む。）
- (6) 潜水器具を利用する漁法及びリールを使用する友釣
- (7) 撒き餌による遊漁

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月1日から10月31日までの期間内で組合が定め公表する期間内
こい・ふな	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、この組合の掲示板に掲示又は必要に応じ新聞に掲載してするものとする。

（禁止区域）

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
上津ダムの堰堤より下流300mの区域	1月1日から12月31日まで

（全長制限）

第6条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こ い	15センチメートル
ふ な	15センチメートル

（キャッチアンドリリースの設置）

第7条 次の表のア欄の魚種は、イ欄の区域で、ウ欄の期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
こい・ふな	奈内共第30号の漁場区域	3月1日から5月31日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 第2条の規定による遊漁者が納付すべき遊漁料の額は、次の表のとおりとする。
次項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に、あゆは日券・年券とも1,000円、こい・ふなは日券・年券とも500円を加算した額とする。

魚 種	漁 具 ・ 漁 法	期間	遊 漁 料
あ ゆ	手釣、竿釣、素掛け釣	1日	3,000円
		1年	9,000円
こい・ふな	手釣、竿釣	1日	1,000円
		1年	3,500円

2 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、手釣又は竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 茶房月の瀬 (奈良県奈良市月ヶ瀬月瀬24番地)
- (2) 広瀬五月川センター (あゆのみ) (奈良県山辺郡山添村大字広瀬288番地の2)
- (3) ブックカフェひろせ (奈良県山辺郡山添村大字広瀬255番地の1)
- (4) 油重商店 (奈良県山辺郡山添村大字中之庄66番地の1)
- (5) 森脇憲一 (三重県伊賀市治田5056番地の1)
- (6) カントリーパーク大川 (奈良県山辺郡山添村大字中峰山1736番地)
- (7) 有限会社かつき (三重県名張市夏見301番地)

3 次の表の左欄の者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらずそれぞれ右欄のとおりとする。

女性	第1項に規定する額の1/2に相当する額
中学生以下	無料
心身障害者 (ただし、公的機関発行の証明できるものが必要。)	第1項に規定する額の1/2に相当する額

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条の規定により遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項

(8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、全域にわたり川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。